

大学設置基準

第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

第十三条

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数 (第十三条関係)

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合	
	収容定員	専任教員数
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	300～600名	28名

- 備考 1 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする。
- 2 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする。
- 4 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、薬学関係にあつては、収容定員 600 人につき教員 6 人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 9 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部に薬学関係の一学科を置く場合における当該一学科に対する別表第一の適用については下欄中「一六」とあるのは、「二二」とする。
- 10 薬学関係の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。
(「大学設置基準」より抜粋)

別表第一イ 備考第九号（現行では十号）の規定に基づき薬学関係の学部に係る専任教員について定める件：

- 1 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員数に六分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。次項において「実務の経験を有する専任教員数」という。）は、おおむね五年以上の薬剤師としての経験を有する者とする。

- 2 実務の経験を有する専任教員に三分の二を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部の運営について責任を担うもので足りるものとする。

(平成18年4月1日施行)

(文部科学省告示第百七十五号(平成十六年十二月十五日)(抄)より抜粋)